

之ハ、名を知らハ構込か最モ大ニシテ、古儀か多イカラ斯クニラシ、

一引継貯屋、ニ付テハ、

其由、標或ノ引継ニ付、

名を知らハ、シニケケトシテ並トテ、

其知のらハ、(本部) 指ササ又、名を知らの程トテ、
上カニ、地方標

何七のりナリ、地方標ト西ノ結トシ、
指ササ又モハ、金ヲ借リ

交シ (兼知のりカラ、又リ其他カ)
又、四のり 佐、黄リ

交シ、之ハ、区標 子者金ニモシ交シトテ、
(株主ノ名、生利ノニヨリテハ、最モハ、
おき昔境ニ付ルヤリ、尼、おき、
)

検査者、之ハ三葉葉一テモ萎つたう好カト思フ、名高の印ハ斯ク

ノ如ク^{葉の印が}多クノ標識ヲ持ツラズルトハ、後述及ノ如ク好ツラズルコトイフ、

大抵者ハ新印ノ危険ナキ故、耐ハルル範圍ヲ引延カセ置シ、

ソレ以外ハ、新印ヲ又リ他^カ借リテモ、整理スル所サセ置シ、

標識ノ下ハ、三葉葉ニ委セトクヨリハ、大抵者、日銀ヲ考ヘテヤリ置シ、

之ハ、之レケレト印ノ最高力、^{葉の印が}支印ヲ除キタル其他ノ

之レケレト印ノ平均^(一、三ハの)力、^{葉の印が}極メ置シ、^{葉の印が}

地方標ヲ引延ギ、地方^の關係シ置シトテフコトヲ、大抵者ハ名高の印ノ

金額を採知するマイレージの横リナリ、上記のマイレージ平均一三ハ

取ル時ハ、妻のマイレージは二万五、除く有ス、

伊表のマイレージハ四の位ナリ、このマイレージ平均より少シ

此の款モ少イカ、大にトコトニ非ズト思フ、

一、引延有、除くセシタル財産ノ整理、

此の外の財産が引延財産ヲ保認ス、保認元ハナリヤ、之々ケテバ

一、新留リ換ラセヌトテフ、
二、~~三~~ ^三 ~~表~~ ^表 ~~一~~ ^表 整理会社ヲ

作ルトモ一案ナリ、ヤリヌイトイハト是例モブルコトナレバ不始也ト

考フ、 然レ、 各社ノ要イモノハ 二百名位ノモノカ、 而テ 整理

会社ヲ新設セトスル理由ハ、 舊ナ 状態ヲ持ツテハ 新設ノ体面上

面白クナレト云フニ在リ、 然レ、 之ヲ新設スルト、 及ツテ旧設ノ高レガ

現リテ面白クナレ、

故ニ要イモノカ多クナレバ、 新設セトモヨカラ、

又、 除却状態ガ良キレバ、 新設ガ之ニ優クシ 又ハ 要シ、 之ヲおん

しむル、

又、 整理会社ヲ 作ツル時、 税金ノ問題アリ、 今係会社ハ 拂込金本

金ニ表現セラルル以上ニ 之ヲ表現シテ 戻シタル時ハ 税者ト見ル、

又、清算多社ハ、更益控ヲ世テ、中更益控ニ對スル税ハドウ
ナルカ、若シ、更益控ヲ一益ノ評價デ課セラルト、人壽社ハ
先ツ税金ヲ取レル。又、評價ハ何時評價スルカ、又、ドノ位
ニ見ルカ、又、中除外財産ハ直ニ分配スルモノニ非ズシテ保証
財産ナルヲ以テ、保証スルトヲフコトヲ、ドウ見ルカ、之ハ引継財産
ノ担保ナルヲ以テ、税務署ニ念ヲ押シテ之をクコトヲ要ス、
三和即リノ時ハ、税法ハナカワタ、
一、記念配当、三和即リ共ニ、年一割ニ分ノ割ヲ希印ス、

菱、名志支即ハ手八朱ノ割ナルヲ五割増シ、帛々四朱増シ、
仔夜即ハ

收蓋狀然 最ニ良キヲ以テ之ニ年七朱ノ割ナルヲ五朱増シテ帛々ス、

一種ノ標立ニ付金トナル、 然レ標率同然ハ獲三ヲ五分ニ標出シ、其上ニ

尚餘社アヲバ考テ、 仔夜、名志支即ハ学草博期ニ近シ、又、

名志支即ハ西引老ノ三分ノ一が標立ナリト標シテ帛々セリ、

アフルニ之ハ~~標~~標立而者か前後ニナル丈ナリ、又、大シタ額ニ非ズ、而シテ

之ヲ筆抄~~宜~~宜シ、 標立標紙、白葉葉ナリ、

一、~~長~~長子寺

の行多。 經理は割合より上、又、各社の振込失しナイ振ニト希望アリ。

各社の貯りハ、使用人ニ交し増し、信託三百五十万円、^{信ニナル、}三十六万以上ノ者が

停年近勤メタラ月給ハ何程、中上々、新ラニ出浮トシテ内規デ算考シテ、

大体ニ割増シナリ、

妻の貯りハ、現在より二割^増シる、^信託 三百五十万円、^{信ニナル、}

伊香の貯りハ、恒来ノ支給ハ少イカラ、あニ信託家カラ因縁カ出テモ

故ニ現在ノ内規ハ安シ、妻の貯り程多ニ交シ、二十五万円、^{三ノ書}

程多ニセバ、四十万円、^あの^二の^三の^五割、^十万円、^今計^五十二^万円、^印十

約五十万の程を申しおし上り、

大抵者ハ今保正申す考慮スル所左ノ金額トセバ、
約

三百五十万の程を申しおし上り、

(2) 重役。

経理主任令ニヨシバ、

妻のありハ五十三万、

又妻のありハマダ進ニテ申し出サナイ、マダ研究

スル上り、七十万の考へテおし上り、

信託のありハ五万、

大抵者ハ、妻のありハ増シテ七、八十万、即チ妻のありを以テ

八十万の程を申し上り、
信託のありハ改正シテ大キクしおし上り、馬ツクモ夕歌ハ

十二万円、おこり第百三編、計十五万五千三百三十七、

大抵者ハ、大抵凡テ此ノ問題ニナラヌ、経理院判令アリク、重役ハ

経営ニ専ラ問題タル後重役ハ格別カノ問題ニナルコト、ナル、

海リ之ヲ抑ハルト、標立ニ多クヤルコト、ナル、故ニ重役ニ多ク

ヤリ方ヨシ、此ノ抑ハル数字トシテ一應三郎ノ希望ヲ達スル

ノテアル、

一、資産換付が根本ナリ、資産査定ヲ急グコト、

貸付ニ付テハ、三郎共ニ親クキヲ以テ今ノ如ク海リ問題ナキ様リナリ、

おれ共、管々ノ貸付ヲ一々議臨スルト懸情ヲ寤ス、即チ、若ガハん天

之ヲ其席上ヲ除カカ否カラ決定セヌ方ヨシ、
僱ラスモノハ、油レテ是

ツケル、
又おツカ又時ハ、橋ニ油ヲ保証ス、
腹ヲ作リテ又おツケル、

以上ヲヤリ、積立金ヲ
イクラヲ持行クカラ
極メル、

一 査定、
二 田島カ
半月、
二月中旬カニ十日ハトナルカ、
際迄

田ノ本月ニテ留係契約
押シ込シ、
一 迄、
検査方ハ
方由、

十二、三日迄迄、
水取及ハ
東条ノ方ニ由リ、
十二、三日ハ
勢南

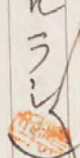
紀新、
北紀、
三ツツ各保ノ
メ由由、
其途次、
又、
三ツツ各ル、

権査友を其以又来心

(抄方南の合係ハ大所者ハマカ考表セ又管ナリシニ、抄方南ガ

心合之陣ト在強ノ上ニテ考表シテシマツタモノナル由ニテ、ア母ノ

経好部長ハ出シ指セタニ自ツトナリタニヤテ、中戻何カ行キサウ

アルラシ


一、其書、カ役ニ、必為ニシテ、三ツヨリ強合ノ味、主大今ヲ為シテ

進めり圓ル抄ヲ希望セリシ、

一、信友ありハ、其字ニヨリ、撰込ノ七十信ノ預金ヲ有ス、作物、

中禁、多岐の管内の植物金に二十万の交付し、之は諸郡に
ナルを、未だ効果を生ぜず、後イテ生ぜずが、出来ん下すバ
一書アリとしトテフ、

水田の管理力又ヌト、イハル、其田の一面カウ収益が良イ
コトヲイヒテラレルノハ困ルガ、同リカ是モ収益物多ク良キヲ
以テ、之ニ絡ラミ、後ノ問題トシテ、ニテハ、トノ程カ、他ア色
付ケルカナリト思フトイハル、

一 定款ノ問題、就中、會長ノ権限、

名を知らずハ、人會長ノ世言ヲ 動シテク、會長ノ権限ヲ 既經セヌトシテ、

妻やゆりトシテハ、惟ワシテ、互に互に道人トシテハ、おちオ一像点關係シテトシテ、

即チ、西條役員^ヲノ^ヲ經營方針、人々ノ、その他、重要事項ニ付、頻繁ニヤル、

張長ハ、會社トシテ、又、西條役員ニ掛ケル、暇ナキ重要事項ハ

會長取直お返し、西條役員ニ指テス、 佐々木ハ、限るゝル改ケ、

佐々木西條役員が執行、 限るゝ上ノ、佐々木ハ、會長取直協議決定、

和らむハ、内部ヨリ、 外部ヨリ先か、流マラヌトシテ、
(之デハ、頭面が二人、
P.L.ト、おめト存)

水沢氏ハ、沼田の大平會長が、同じコトヲ、シテマシタト云ハル、

芳賀田氏の、貴人言が、
ク更々の時ハ人言セハ、
トクモト思フタカ、

人言長ハ、若イ人ニ爲セ、
大キナ事ヲ能ク、
一線ヲ退クモノナリト申

スト、

後、自カモ、
其積リナリシガ、
其後ノ始、
内部の部

治マラズト云フ、

心境ノ変化ヲ来タラシメ、
尤モ、
口デハ、
自カハ強ク

ヤリ、
トハ、
腹ハ、
ソウデハナイラシイ

之ニ付、
其後、
西也ハ、

後邊ハ恒来ノセリヲ一條ニミツト新編ノ平和ヲ欠クトイハル也、

即チ、後邊國ノ進ニテ是レ亦外カ、内部ノ青木、久保寺兩氏ハ

ソレハ、後邊ノ晩年ヲ飾ル所以ニ非ズ、彼ノ後シテ是レ、後邊カ

^一一線カラ
進ク方ガ新編ノ為メニ良シトイフ也、

青木氏ハ、後邊國人トシテ、恒来ノ後邊カノヲトリ通ラヌ、

恒来ニ自分達賛成シテ居ラヌ、支持セヌ、徑ツテ新編ヲモ

コソ進出ヲ行クコトハ、五條上良クナシト、イヘル由、

水戸氏ハ、^{恒来要約の内部分}青木氏カ反対シテモ、後邊カハヤソテシマウトイッテ、^{青木氏ハ}イハル、

此、名を記すノ事ツルガ如クニ、人王也、封スルトイカヌ、名を記すノ事

月二回トカノ人言ノPん時ノ外ハ、出勤シテハイカ又ト述ハ、云ハ又ガ、會長

ノ権限ハ、定款ニ規定セ又コト、し知シ、取締役會ノ議長ハ

頭取カヤルトコトヲ、

取締役會ハ

其、賀田氏ハ、之ヲハ、會長ハ何ヲスルモノカ判ラヌ、イヤナラ

申カネバヨシ、運用ヲ行ケハイ、或程度ノ老熟ニ為セタラヨシ、

老熟ノ根本方針ヲ知シ、^議會長ニカケル、會長ノ至極カ悪ル

ケレバ、頭取ハ、會社ノ反對セバヨシ、苟シクモ、會長ナルコトヲ、名を記す

ノ考、方ハ柯珠ナリ、
西者ノ考、ハ裁定ヲ要ス、

一、重役多敷、

人曹長、既ハノ外ニ、
著者等ハ七考ヲ現存ノ儘、
名を在りてハ

三考あり、
主張ス、

尾邊氏ハ、甚シキ考あり、
地多ク、山博、毒本ノ順テ、
取

井ノ名氏ハ、一名ナリ、
存理、ニムトナルト裁定ニ因リ、
一考ニシテト

熊谷田氏物案ナリ、

人曹長、尾邊、

町取
井島

左の如く侍役、
山浦、佐三郎、夏正
(夏正、久保寺、菅野、岩友、久保寺岩佐力)
(筆頭者、山浦、佐三郎、夏正、久保寺、菅野、岩友、久保寺岩佐力)

平の侍役、
青木(菅野部長)、久保寺、菅野、岩友、久保寺岩佐力
(先佐十八、久保寺岩佐力)

立書役、
岩野、佐友、徳川家、恒川 等より選ぶ、

二五役ハ立書役ヲ入レテ十員、五員トシテ、
(三員ハニスルト、名を以テハ之ヲ希望ス、佐友等ハ体面上良シ)

一、高、目録ニ、表紙、佐友等御名ガ、総裁ニ白紙一任申上ケタルハカリノ事

大和者ヲマセセロトイハレタル者時ノ事、傍ヲ小役ヲ、御シテメカシ、而シテ

総裁ニ控儀セウレシトシテ、或ル程、ソウヲコトシテ申セ、判ツタラシム、

(小役ト横書友、水辺氏ト任命、以上)

三 三つの交渉条約への注意、

(1) 青木、夏理、久野三氏への注意、

一、交渉条約の促進、

一、交渉条約の甚佳、

一、積立金、
トノ税分ニスルカ、
之ニヨリテ他が極ル、

其の田舎ハ自外ノ世トシテ、

是の五割、
約ニ不表現積立
ニ三割、
合シテ八割又其の出来レバ

此等ニイイ、
ソレ以上出来レバ
おイイ、
恒来ニ其のハ
夫ニ

構の上ノ程ニテ表紙積立トシテ折込セズ、之ニ比シ能リキル

ノヲ

折込ハ新報ノ信用上面白カラズ、又、シエケート印

トシテモ 三紙ニシテ、 今後モ 時世ガ コウカウ 次々ニ聲ハえ

ラズ、 恒来ノ収益状態丈ケテハイカヌ、 社内留保シテ、

新報ガ イキナリ 決算ニ苦常スル 按テハ 何ノ為メニ新報

ヤウカ判ラヌ、 株主モ 折込ガ 減ルニ非ズ、 全保シタカ

ハ天 大降 降イテ おケテヤル 必要ナシ、 不良 清算 除

出ルル 丈ケ 多ク 折込 ~~キ~~ 減レ、 入割 トコフハ 甚シ 丈ケ ナリ、

ミウ中心トシテスモ、ルツクシモ、
ミカ極マレハ、他モ極マル、ナルベク

早く、知シ、重要ナル事ナレバ、
慎重ニ検討アリテ、結ルハ

引継ノ條ハ、財産が保テトナル、不安ナキモノ抑ヘルヲカ肝要ナリ、

三訂~~り~~ ^ダ 夫々 検討シテモルト、
一ツ、ノ貸出カ向~~題~~トナラカ、

向~~題~~ノアルモハ、良イ悪イト其~~節~~ヲ~~以~~決スル必要ナレ、未決

ノ債デ、ヤラシムレ、
新モ出~~来~~レバ、又、伺ヒ交シ、
トイハル、

約局、
査~~査~~字が根本ナリ、
二十日トナラカ、
極メ~~る~~以上ハ、
際~~定~~シ

あつ、
二十日~~の~~ ^係 ~~証~~トシ交シ、
後~~テ~~ ^契 ~~極~~メ~~テ~~ ^約 ~~イ~~ ^ニ ~~イ~~ ^ハ ~~後~~ ^ニ ~~廻~~ ^ス ~~ハ~~ ^ス

査定ハ各領事館トハヨナリトコト、ナル。

下、不動産評價ニ付、

大抵者カウ 総領事館ニ付、但進セヨキコト、 総領事館ハ係リ

事務任ラ取ラサレテハ困ルトイウテモルガ、之ハ参考ノ程ニスル、

公平ヲ期スモノナリ、係ク一概ニス、公平ニナラス、ワカ

高クシテおタヌ、全主体トシテモ高クナルト困ル、 元帳簿内詳修任

ノコト、スルコト、

下、税理道ノ未收物等ハキチツト相メルカ、何割トシテ新領事

おしりカ

結ぶ、一應建てる見え、又、新築、豪華サストイカ又、不表現

ノ積まざる、不表現ノ科目カ、設計ヨリテ要ル、設計

概メタラヨシ、新築ハ未収免シカト、マハレルト困ルカ

一應計算ヲ建てる、ト之研究スル、ト

一、貸付金ノ、適合ヒハ、才三君カ、Pル方、進行早シ、必要ノ存在ハ

日銀ニ出テ貰ヒるヤコト、

一、内認可申請、総合招集ト同時ニ出ス、ト

一、要項のノットヲ早クヤルコト、

一、至ニ速シイ材料ヲ用ヅルコト、

一、書理ヲ速ク作ルカハ、二十日以書定出來夕上ヲ考ヘ、

然レ、準備大ケハシラシク、作ル場合、^{一、}税務関係研究ノト、

一、信託報酬ノ極メ方、 信託年取料ハ多クテ元、毎ツテ

極メカク、文句が少タコトアリ、 又、一旦 極メタラシキカセヌカク

信託スルコト、

(書本、多量、久性、云々トノ場合、以上)

127 喜牛、久世 友氏 3 迄 2 迄 3 迄、

(2) 友世氏 トノ 託金、

友世氏 ノ 意向、

一、妻 友世氏 ノ 探知 2 付、 地方 探 7 百 万 圓 2 付 テル

友世氏 自分 一 箇ノ 物 見 トシテ ハ

地方 ノ 百 万 圓 探 知 2 付、 探 知 2 付 探 知 3 付 テル 人 多 社 2 付 テ 妻 友世氏 ノ 意向

探 知 2 付 テル、 探 知 2 付 探 知 3 付、 大 隈 監 工 探 知 2 付 ハ

一 葛 探 知 2 付、

ある、大同製鋼株、名をあら、信友支店より共持り、大同株は持4割、
和之之に一萬株迄下思ふ、

妻の節りハ大隈の工師ニ付テ、株か、貸出、係セテ全体ノ五割ヲ

持テリ、人止業業加ナリ、新節りハ、和見トシテハ、以程るノ参加ハ

シ、おクナシ、井高ノ考エ、ツメキ、おク思ヘリ、貸出ヲ減セバ、株かニ

増シテモヨシト思フ、大同ハ貸出多キニ、和資節り

セ、ハ行アリ、分担額ヲ以テ生息力振充ノるメ、大隈トハ事情異ル和資、大隈ニカシハ

持タネハナラヌト思フが、株ト貸出ト合計シテ全体ノ五割ハ多過ぎ、

三葉草のハ、三葉草工業 其のノ採ヲ 採テルニ、内容カクイハ心長シ、

マア、ソレハイイトシテ、 大隈ヲ愛ク 採テ過ヤルト分教的ニ他ノ

採ヲ 採テヌ、 採テるイニイ採ヲ 書上カルト五、六百方ハ

アルガ、

お、其ノ田カ、 取ソテ イイ採ヲ 書出セトイハレ、

取ソテ イイ採ハ 採ルニ、 之ヲ 一々書出スト 給教カ上

ルカトイヒシガ、

更ニ、其ノ田カ、 主トシテ 地方採ヲ 書出セトイハレ、

書
あすノト、ナル、

地方株ハ 生産力増え、地方細産業ノ為メ 奮闘者シテ 貯リガ、
一 株
二 付 一万株迄ト考フト、三ツ、

中央信託多社 三ト少見ルカ、 二付テト、

之ヲ貯リコトカ 貯貯ルヲ 強メル事トナルカ 研究ニ及シ、 是レ、

信託多社カ 吾等ニ 支えヲ 三ツ 出シ、 大分 扶助カ 受ツタ、

南メ、 中央信託多社 出シノ 財ハ、 昭 隆 名 士 名、 衆 知 三 財 力

ハツク ナリシガ、 今ハ 書 知 智リ ナリ、 カ 瘤ヲ 入レル 氣メ ナリ

中央信託の旨は、おと事務係ニハ、おと又トイウテおと、人場

断り難イ、おと方針ヲトク極メルカナリ、

其実田氏カウ、おと已放セルト中央信託ノ死没問題ト

ナルトイハレ、

おとおとりり 証券化 \Rightarrow ハイツテセルガ、恒川モおとコウトスルト

おメカサヌ、徳マサヌ、業債を具子ツテセルカ判 \Rightarrow 又ガ其キツテ

イナイト思フガ、皆テヤルナラ株ヲ持チ、徹底的ニヤリ交シ、

おと、中央信託カ他 \Rightarrow 身 業リト交シトヲフナラバ、おと又トモイイト

思フ、井倉ハ括ツルシ、夏シ悪シニ係ラズ、括タネハナラヌト
イツテスル、

如斯、大物ヲ括ツテ行クト、直グハ有ラズニナル、然ルリ或等カ
家、分敷スルカ取方ナシ、 理村等ハモ持カハ五百方位、

三和等ハ六五也、シカ括タヌ、(三和等ハ系統ノモノヲ

括ツカ)、 石除博勢要イ時ニ暴徒行リ籠シ、拂シ、

積立ノ額全部、採^持ツ括ニナルト困ル、

一通銀金ノ事ト、 取取ガ長ラヌノデ何トモイヘヌガ、自分ノ

コトハ、イヒタクナイガ、ヨリネラシクノデ申スガ、
安否、甚難ハ

二十五日、勤メ、重役ニナルハ四千四百ツツメ、
今ナラズ、五六倍ナリ、

又四、五年、リクウクシヨクシメ、
バカリニ、経理院判令トナリ、

重役ノ方、子ヲツケラシメ、
ナカツタ、重役ノ定、
ツツメ、
報、
ハ、

尚、名を留メリ、
近年ハ、以前ノ失敗、
昭和七年ノ打殺チヲ

箇々ト埋メテ行キ、
方針トシテ、
思惑ニテ、
儲ケル、
地ニツヤル、

右債ニシ、
貸出ニ高クセ又、
欲量ニクナリ、
平常利益

大ニ上ル、
益時益い、
平常益ハ二百万ヨク、
五十五万

一配
おとじ、アト百四、五十万の位に達し、今者、百十三万

西レ又モノアルか、素手並業世期ニ全部皆却らんが

アラス、目交ハ既ニツイテ及々、手書き留題ニテ先分おセル状態ニナリテ居ル、

(美理氏トノ後合、以上)

(三島氏交儀書寫トノ後合、以上)

(四) 小役ノ補足的任命、(イ) 久保孝氏、(ロ) 多理氏、(ハ) 佐印氏、

(イ) 久保孝氏ノ補足的意向、

岩屋田検査友、及、水沢氏が要知の方ニキリ、尾邊取れト命ハッタ、

會長ノ権限ノ下ラシイ、 後、吉本、久保孝、山岡々々ニ検査友ニ

呼ハレタ、 尾邊ハ普通ノ人會長以上ノ下ラシキニタラシイ、 ソニ付

テバアツタ、

初メ、尾邊が會長トナルトテウツイタ時ハ、普通ノ人會長カト思ツテ

尾邊が、三智ヲ介保孝會長、行方百ニ動搖、執中、支店長連中が

極邊ヲ取ルニシカシト終末シタ、 其ガ北極邊ガ、為メニナラヌトテ治メタ、

尚又、好意先、其ニ、古キ陸金者仙ハ、極邊ニ取ルニナレ、ナラヌト陸金

ヲ引出ストラフ、之カ多イ、尤モ極邊ハ取ルトテ、今ノ時世ニ固ヨギル

ト思フ、其固ヨギルトラフコトハ極邊ニ強シテヤツタ、 其ガ、先日、朝日

新タニ、新タニハ井倉氏カ取取ニ擬セラルト出タノデ、之カ非常ニ

悪カラタ、川久、答ガ、又、イロクヲフ、 為メニ極邊ハ初メトハ

~~取~~ # 境変化シタカト思ハレル、 極邊ガ會長トシテ人々近ノ

取取ノ取ナ事ヲシテハ治マラヌ、 其レ、取取ニナラネハ其ガ治ラヌ、

容モ大切ナリ、故ニ早ナル會長ニ非スト示シ、實際ニハ今迄

ノ扱ナコトハ、ヤラヌカイイ、能シ極邊ノ性格デハ判ラヌ（之カハ

ヤラヌトハ、エツテルガ）行州ハ抑ヘテモルガ、古イ西引先、是ニ

おきナ際金者字ガエラフニハ、極邊氏ハ、明治四十二年、名を知る、

明治、貴族、三郎り中、最下位ノ貴族なり、日銀支え長ウヤメテ

ま小テ、自ラ自ラニ立ツテヤリ、カ一任ニシタ、其人カカウ頭取

デナケレバ ~~治~~マラヌトラス、今更ノコトデ、極邊ニ信頼ガ如何ニ

多イカトラフコトガ判ツタ、能シ、ガットシテ居レヌナリ、

行方、為字モ上、題西モ上、終ルニ、題西、本之ガ、名モ

留ニ行クト治マヌトイワテセシ、

(久保孝氏ノ補足的意向、以上)

(四) 麦畑ノ補足的意向、

大同製糖株ハ、麦畑約四万四千株、名モ留リモ三、四千株ハ有スルガ、

大隈糖ニシテ株ハ、麦畑約二万八千株ヲ所有シ、外ニ担保トシテ大隈業一氏

ヨリ六万七、八千株ヲ取ルニ由テ、若シ之ヲ公スレバ、大隈全株取ノ

四五、トナリ、外ニ、麦畑留リガ株ノ一行デ大隈糖エ以テ優劣シヤウ、

之が甚し、貸スナラ貸スデ、株ヲ括々スシテ 貸スナライイガ、又、右隈氏モ

貸ス家ナレドモ、餘リニ片寄リ過ガ、又、株ヲ株ヲソシナニ括ツ

コト自体ガ、^{恰モ}、~~甚~~ 甚知^知 甚知ガ企業多ク加セルコト、ナリ、之ニ加フルニ、

大口ニ 借入~~ト~~ ^ヲ シテ居ルトシテコトハ 研究ヲ要ス、

五知^知 甚知ノ所有株ハ 二千八百万、 而シテ 甚知、名義^知 友知^知 ヲ

除キタル シニケート知^知ノ平均株知^知 以有るハ、 現金ニ對シ、十五年

上期末、三八%、 中、三知^知ハ 〇、六五%、 甚知^知ハ 十倍以上、

五知^知ハ 〇、五%、 昨年下期末ハモット減知^知、 甚知^知ハ

預金四倍田トセバ、レニケケト認り平均ノ率ヲ以テセバ、株式ハ五二百万
ナリ、ニ千万以上多過ク、其他、其指ケ方ガ、株式ガ総リニ
為固ノモノニ巨款ニ集中セルコト、(2)又、地方株多キコト、(3)尚、最近
出来タ新会社株号百五十余种ニ倍リ、(4)亦有價格高クナシ、
評價ハ格ノ高準トナル株式日報号ヲ特定セザリシガ、名古至自ラ式ニ
尺ルト、九十五万日程高ク評價シヤリ、今更々トナルト、早ク、何月
何日ノ何ノ株式日報ニ採ルト宜メ交シ、
名古至自ラト雖モ、其債丈ハハイカヌ、利廻補正ノ為メ株ヲ採ルガ、

企畫參加ハセ又、投書ノ意味ヲ示シ、

青木氏ニ標が多過ギルトイッテ云々、

(美野氏ノ補足的意向、以上)

(ハ) 佐二部氏ノ補足的意向、

下本衣問題ハ、美野氏、名古島、西島等三ノ島トナリ、デリケートナレバ

各々本衣ノ図面ヲ考ヘテヨカク、トイッテ宜イタカ、ドウナラカ、

(成ルメカ、名古島等ハ小役ニ、大抵者ノ図面ヲ考ヘテ申シタリ)

伊美島等本衣ハ中連坪八四〇坪、四階中連、外ニ屋上アリ、

四階ハホールナリ、

妻^カの^カの^カカラ内^カ密^カデ、^カ築^カ屋^カデ^カハ^カト^カノ^カヲ^カト^カラ^カ色^カニ^カサ^カメ^カカ^カレ^カタ、

築^カ至^カハ^カ建^カ坪^カ三^カ七^カ五^カ坪、^カ予^カ好^カ河^カニ^カモ^カナル^カお^カニ^カ建^カテ^カク^カル、^カ伊^カ右^カ河^カ

ト^カリ^カノ^カ裏^カテ^カ地^カ形^カガ^カ縮^カイ^カテ^カル^カカ、^カ双^カ方^カヲ^カ橋^カデ^カ ~~橋~~ ^敷キ^カグ、^カ全^カ計^カ建^カ坪

一、三〇〇坪トナル、

築^カ至^カデ^カハ^カト^カト^カラ^カ ~~橋~~ ^敷キ^カサ^カ又^カカ^カト^カ ~~橋~~ ^敷キ^カの^カカ^カラ^カ ~~橋~~ ^敷キ^カカ^カレ^カタ、^カ ~~橋~~ ^敷キ^カシ^カテ^カ ~~橋~~ ^敷キ^カセ^カ又

コ^カト^カリ^カサ^カイ、^カ家^カ ~~橋~~ ^敷キ^カ坪^カ有^カリ、^カ高^カ工^カ段^カニ^カ〇^カ段、^カ朝^カ日^カビル^カ一^カ二^カ段、

伊^カ右^カ河^カル^カ九^カ段^カ五^カ段、^カ伊^カ右^カ河^カ中^カ支^カ流^カニ^カ階^カ六^カ、^カ七^カ段、^カ坂^カニ^カ人^カノ^カ、

仔考のり本云、及、
粟到テハト、
3 俵リニ
五田ト見テモ、
総坪

一、二〇〇坪デ
六、〇〇〇日、
之ヲ大束的ニ見テ、
五、〇〇〇日カ、

名を初めり本云、
有効面積 六、〇〇坪、
坪考り家賃九田以上

トシテ 五、四〇〇日
一、〇〇〇日、

上記ノ如ク仔考のり本云、
及、
粟到計 一、二〇〇坪ヲ
五、〇〇〇日ト

セバ、坪考りノ四日ニ
事トナル、

(是等ハ名を初めりニハ
物考りノ由)

佐ニ部トシテハ、
名を初めりニ事シテハ、
粟到のりハ、
家賃坪廣ク

自多事至切アリ、
今後、
支え増かし、
資金配布ノ為メニ便宜

比較的良し、 物し共、二階狭し、 総勢的ニハ狭し、

名古町内を主としてあり、 学業場ノ上ガ意知りヲ面積多シ、

物し、住友内支え其他皆三階ニシテ、又ありス、又、学業場ニ

已ガ、自動車ノ空場あり、 孝一長一短アリ、ト

申し置イタ、

書知りヨリ伊友内支えニ認アルヲトハ (字知修ノヲトハイリス)

名古町内を主としてあり、

井ノ内氏ハ久野氏ニ、伊友内支え (杉坂内支え) ノコトヲ

まいたが、
伊豆のり
ニテハ、自動車^ニ主場^ニ不自由ナレバ

向^ルト^シ居^ルカ^ル由、

佐^ニ部^氏ハ、伊豆^{のり}本^えリ、子^形交^換形^ニ近^ク官^廳ニモ

近^シ、靜^カニシテ、自^動車^々牽^ニリ、又^附近^ニモ至^{ケル}、

け^本え^ノ車^運業^費ハ、昭和^四年、五^十万^圓ヲ^カケ^タル^モノ^ニシテ

考^念、名^義友^誼本^えガ、各^々二^三十^万圓^{ナル}コ^トハ、良^キ

中^途知^ナリ^ト辨^シテ^ハ、

、持^家持^主全^ハ、表^現五^割、但^シ、株^式ハ^政府^が挿^入シ^テ

スル位ナルヲ以テ、人ノ之ニ人言ニテツケルコトハ多理ナルベキヲ

以テ、更ニ茲ニ二割ノモノヲ増シテ、然レ、之ハ猶存貯

ニ割シテ来ル、今更々令保ノ故ヲ以テ、株主ニ戻ルケル

ヨリハ、新貯りヲ強クシテ、ツマリ、表現七割位ニナル

ノ合ニテ、持ツトテ、其ノ味ニテモナルカ、然レ、之ハ査定

ノ後ノトナリ、表現六割ニ対シ、亦ニ人言ニ割

とモキキ交シ、

三和貯り、有價証券、現金、拂込後本金ノ比率ヲ人言ニテ

ツケタル由ナルヲ、何モ、其由ヲニスル必要ナシ、~~新~~新考ニハスル、

一 記念の配当。トウフのケニハ行カヌガ、株主交付人至トシテ

年一割二分ノ割ヲ許サレヌシ、株主持込ノ多メナリ、

一 過換金、

一 行多ハ、現行簿外票シ、故ニ三業中ナリシモノナリ、

妻公的りおナラバ、四十万円、おニ即當金ヲ缺ス、之ハ三割トシ

計五十三万円、

一 役員多ハ、年俸三十四万円止リナリシガ、改メシタリ、十三万円ニ三割増

計 十五、六万、

行方ト通計 七十万

妻知りハ、三百八十万の力、四百五十万の力、ト支ク、内、役中、

海邊民ハ、二十八万の力トシ、役中計七十万の力ト支ク、

名を初知リ、三百万の力ト支ク、

妻知り並ニ希望スルガ

セメテ、名を初知リノ概合ニセリシ事ニ、

ツマリ、新知リノ積立金ヲお出ニお出シ、海邊民ノ年

担保貯蓄下ニテ知リ、其ノト積立ノ力ニ引込ニセ、至役ニモ

ヤリ初レ、

一、重役多クニ付テハ、

任友即リハ、妻知、名を友即トノ均給ヲ失セ又探ニセシメ、

假契付御下系ニ、重役全部トハ云ハヌガ、或クトモ、任友即リ

代表者ヲ決定セシメ初レ、

井倉氏ハ三考即、後邊氏ハ七考即人全部ク云ハル、モ、

軍學ノ人ニアリ、一、勤カ、ニ勤カハ、五考即カ良カウシ、

後邊氏ヲ二系ノ聖物ニスルヲトシ不快ナリ、後邊氏ク大切ニシテ

望ヶハ、責仕ろ慮るハシ、而して一畝以下が、一畝田指ニリケハ、

細カイコトハ三ハヌ、物ルニ、初メカヲ、致遠スルハ、慮情ニ

指ケ、責仕上ドコ迄モ、實効ニハイルカロウ、物シ、之ハ

結るハ人ノ力ノ向誤ナリ、後進氏ニ井高氏ハ押サレテ、

大ノ折ケ少来ヌ、之ヲ初メカヲ縮久ハ考、モノナリ、後進氏、

井高氏 双方煙のタイラシイ、人々係等近エ解リ然サヌ折ッテ

イカヌ、井高氏が下ヲセ世るハ度ニ思リヌ、後進氏ヲ三ルベシ、

又、後進氏を引受ケルト、細イコトハ、サックバラエがヨシ、又、

井倉氏を初メカラ他人行儀イカヌ、對抗言後不要、

長門氏ハ老練カガ、独裁、
我シ 意見カ五辨ハバ、之ニ対シテ

新ハイツデモ西氏ニ対シテガツクハズニ、対等デオツテモル、

議論スルカイイ、
今更、検査友トノ詮令中ニモ、書本、久保与

友氏リ 別々ニ 検査友ニ 別室デヤメカシタ時ハ、長門氏ノ

コトヲトハ、全部カ全部、必ズシモ 書知ヨリノ意見見テハプリマセン、

トイッタクカ、
又、検査友リ、スルモヨリ考部連ハ井倉氏ノ

コトリシ義ク コトヲモ、井倉氏ニハ 抑ヘガキカ又ト見テモル 抑ガ、

先日モ、打合会ニ、スルモヨリ案トシテ、
現在中堅級ノ行方ハ

目下恩給申請が最モ旺ニニ上昇中ナルヲ以テ、之ヲ引越ギタル

新設ハ、之ヲ考 慮スルニトテ、コトヲ指出シタラ、之を新設

ノ必要氏が、有テモ、ソレナコトヲ以テハイカ又ト云ヒ出シタ、

佐ニ部氏モ、コトナコトヲ新設ニ負担ヲ増スヲトハ、且其

ナイト 思フタカラ 及 対シタガ、 名を新設ハ 井名氏ハ、部内

デハ、 新設氏又ケニ強シテ ヤラセテ居ルコト、

(お役モ、新設氏ニ 検査員未々名以テ、大抵者、指出シ

タル 希望 項 了メキタルニ、 新設氏ハ 何カ出シ 力 出シ、

相ッテ見マス、ト云ヒタルニ、言外ニ感ジタル事有之也

又、井倉氏ハ心ニモナキ事ト云ッテお手ノ腹ヲ探ルおナコトヲ
スルお子ニテ、父野氏ニ不快ニ感ジ、岩佐氏ト共ニ大ニ憤
慨シタル由、

お又、新印ハ各群ハ、標榜印利業ノ必要モアリ、阪急ギ
総裁ニ御座リ各名ヲ取テ出スルモ、其際、佐ニ部氏モ初メカラ
隙メ三印ヲシテ取極メタル事ナリ、ニ、三印兼有スルニ何カ
付ケテ出サスト、総裁モ一人御座リ何モ出サストお困リニナルカト

思ッテそ夫、其儀事ノ日ハ、佐ニ部氏ハ会々、差支アリ、
 夕彦シタガ、後ヲサクト、尾邊氏が、信朝ニ布教ヒスルニ
 業ヲあまら出スノハ、失礼カウ、人王知白紙ガ一任スニキダスト
 非ヤクハ、張レテイハレタレバ、坊ガ一寸白ケ扱リタリ、然ルニ其時
 井倉氏が、ソレデハ、今後モ、大花者、怖あセスルコトハ、イツモ
 凡テ白紙ガ一任セヨスカト申シタルニ付、尾邊氏ハ非ヤクニ
 目印奮セヨシテ、勿論ナスト、云々タレバ、坊ハ一層白ケ扱リ、
 誰モ暫クハ、言ハスル者ナカリシ由、

井名氏ハ、コニナエトハ其場合、何モイヒ出サナクトモイイテ示テ、

之ハ他ノニ似テカラ見レバ、自分ノ意丈ケカ、大抵者ト特ニ、

ニ在テ終カプル扱ニ扱レル、佐部氏ハ自分カ甚シ

其場ニモメナラバ、何トカ集カウ柔ラゲ、後邊氏モソウ

緊張サセナイ扱ニシ、又、井名氏が假令ソニナエトウ

イッタクテ、ソレハ人王ク判向クダト、マッタクテアロウ、

井名氏ハ、カラカウ扱ナエトウマウ、カライカヌ、腹カラ尊敬

シテズナイ扱ナエトウマウ、三ツツメデ、検査友ウ、一ツ招待

この時、井ノ島氏ハ尾ノ邊氏ニ、マア、
（ ） 師老体ハソウラハ

ナドトウカラ、
尾ノ邊氏ハイヤナ顔ヲシテモ、
老体ニハ

五ノ井ノ島、
何モソナニトライハナクモ、
尾ノ邊サレデイイ

ツヤナイカ、
ソウデナクモ、
老人ハ老体ト云レルノヲ

怒ルモノナニ、
マルデ
カラカウナニトウカライカヌ

一、
標カニ付テ、

地方的ノ標カモ優良ノモノハ
持テ、
若言権ヲ確保シ、
収益ヲ

計ルメニ、
引建テ可トス、
標カハ三
計三、
五、
六、
方田アリ、

其ゆ、書知りの元指出す又マモヤリ、
任友の元モ杉坂をノ

株がアルが、^{株が}凡テの有價は力ノ一割ナルが、
新島が地方的ニ

根拠ヲ持⁴、生産力擴充ニ具献スル、
多ク、独己即式

トナリ、一方子債ヲ持⁴、生産力擴充ニ力メ⁴、
各業に金

ノ⁴止マ⁴又持⁴ニ⁴交⁴シ、

、貸出ニ付テ、

書知りのニ信用貸ノ在者大ナルモアリ、
是等ハ、後邊取取

カ⁴事務方ノ直接ニ⁴取⁴ル、
其等取⁴後⁴ニ⁴取⁴ル

多かりしおひナリ、是等ハ 抽紙貯蓄、引紙貯蓄、積立

ニモ固存ス、皆 信マスト判ラヌ、

妻也、名を以て友おわノ 計表ハ早カッダが不備アリ、者 簿記等ノ

評價が ^{同一部がデモ} 否ニヨリテ 運フモノアリ、

、新会社 設立ニ付テ、

之リ一 方持ナルが、 研 究 有 義、 回 収 不 純、 困 窮 ノ 類 ノ 多 宣 事

ニモカハル、 三 和 貯 蓄 有 限 公 司 ト モ コ シ、 短 金 ニ モ 固 存、

、 亦、 各 業 ト シ テ、

(1) 元舗ヲ買ヒシニ、

信友産業會社今社カ信友邸ノ有メニ銀山向キトシテ
事テタルモ、押切、道徳、尾頭、中村、鳴梅アリ、

二十一万余由ノモナリ、其ニ不動産ガ多クテ困ルナラハ
買入レノ隱約ヲシテ、現金増加ニ役ツテ買ヒシニ、

(2) 梅利金ヲ考テ賣アリ交、

中村、氣多友邸ヲ買收ノ際ノ梅利金約二十一万由ハ其ニ
高く出シ
(之ハ信友家外カラ先方ニ買心シテ賣イタリト)

何れも即ち又兼の節ヨリ考へておろし未ダ之か多ク活動

して又又、後イテ固執せ又か考へる層アリ交、

一、尚、佐ニ部又丈ケニすかしえんコト、

(1) 杉坂至事件ノ経過ヲすかしえんコト、初メ超過金

ニるハ十四万余田ナリしが、現在ハ三十九万四千余田トシテ

を訴せると、二月四日、八日ニ補足訊問アリ、

分判ハ二月十八日、二十日、二十二日ノ隠定ナリト答へ

シキヤル由、

(2) 伊友泉経営合社調、佐三郎氏上ノ關係、伊友即上ノ西引

字ヲカシタルニ付、直系、傍系合社ニ分ケ、合社名、

資本金、事業ノ概要、配当率、代表者名、佐三

郎上ノ關係、伊友即上ノ西引出戻ヲ報告ニ付リ、

(3) 佐三郎氏が新設カニ入ルト經營合社ノ關係合社ヲめテ

要するルカ、トカシタルニ付、入りノ上ハ、即ち業初

ニ惠念するメ、伊友產業合名合社理事、及、

杉坂副理事役ハ直ニ辭職ス、其他ノ重役ハ

名義上ノモノナレバ、御者ノ指示ニ従ヒ、其ノ取リ扱ヒニ至

一の取ト答へ文

（佐ニ部氏ノ補足的言向）

以上

附 御参考道ニ

（一） 杉坂至経信警察署事件経過大要
ヲヒノリノ 検査友ニ

（善書ニ文ニ由、

（やま

杉坂至経信警察署事件経過大要

一、昭和十五年七月八日ヨリ暴利リ為等取係規則カニ條尹ニ項ニヨリ

全取士業物品ニ 停 公 等ノ標示ヲ支ツキテ、ナリタルガ、其時

公、指定價格ノ定マリタルモノハ全高品ノ二三割ニ過ギズ、シカモ
各種高品ニツキ査定標圖殆ド存在セズ、小量業タル百
貨賣店トシテハ公、指定價格ヲ定ムルニ由ナカリシト云ルモ
カ、ルモノハ遠カラズ公、指定價格ノ定メ~~ル~~ルベキニツキ不取敢
不取敢 全部 停 ヲ付シタリ、

ニ、コレヨリ先 同年四月以 茶ノ主産地タル静岡ニ於テ茶ノ相場
日即騰セルニ由隨シテ宇治茶モ又 價格騰貴セルタメ 事

其名古る市ノ茶ノ山賣値モ亦騰貴セルガ宇治ノ茶舗

山城園が検査サレ七月十日市ノ傍ニ十一屋が検査サレ

翌十二日市ニ及ビ当ヨリ茶ニ關スル九、一八價格ノ実績
提出ヲ求メラル、

三、昭和十四年九月下旬提出セル所謂九、一八実績表ナルモノハ

實ハ極メテ大サツパノモノナリ、即チ何萬種ニハ十何萬種

ニ及ブ全販賣品ニツキ品質、形状、色彩、量目、用途、

デカイニ葉ノ臭ニツキ一々明細ニ記載シテ短日寸ノ品ニ

提出スルカ如キハ全ク不可然事ニ原セシテ以テ簡單ニ例ハ

大キサニツイテハ大中小、或ハ一号ニ号等品他々ニツイテハ

上中下等簡單ニ記載セルノミナリキ、然レ共子々ドスベテ

ノ高品ニツキ大キサ品他々等ニ致程乃至十数種ノ段階

アリ形状、重量等ノ異なる考フレバタトヒ同一用(余ニ

用)フル同一名ノ高品ト雖モ其ノ價格ニハ致多ノ段階アルハ

周知ノ事實ナリ

四、七月ナリ各料品仕入主任大橋栄一 経理保島謙

(以下 經保ト稱ス)ニ呼ビ出サレ 毒茶ノ 停 價格ニツキ訊問ヲ

更ケ其傳留主サル、

五、七月十八日令料品ノ仕入傳票全部ヲ提出シ同月二十三日

ニ至リ 全取賣高品ニツキ 一良心ニ者ニテ 九、二八價格ヲ

超過セリト考ルモノニツキ 其ノ 運及價格ヲ 調査シ提出

セヨ トイフ 最乗ヲ 更ケ 鋭意 調査シ 同月二十六日

「約 六萬田ノ 價格ニツキ 運及ナリト思ハルトイフニ其味ニテ

提出ス

六、七月二十九日高品部長山田之助 乃ニ雜貨主任高井信

野ノ山 宜セラレ

七、八月一日全販賣高品ニヨリ「再交」良心ニ者ニ違及

セリト考ヘル價格ヲ算出提出セヨ ト示セラレ、以後八月

二十日ニ至ルマデニ平均一日百七十人、近約三四百人

ノ在員ヲ動員シテあるノ指示あり、所謂「超過金運

反價格」ニる六萬二千三百九十二円ヲ算出シテ同日提出ス

八、前項超過金算定方法トシテ示セラレタル方法ハ王部

仕切書ニヨリタルモノナリ 即 既ニ販賣サレタル高品ハ勿論

保存スル高品ト雖モ果シテ何レガ仕入傳票上五運及ナリ

トシテ取扱ハレタル高品ナルヤ人至ク調査方格ナク只い單ニ

仕入傳票面記載ノ名称ガ九一八價格ノ実績トシテ昨

十四年九月下旬ニ届出タル高品ト名称ガ同一ナラバ品價、

目録、形状、言正、效用等ノお違ノ有無ハ人至ク尙ハズ

即チ同一高品ナリトシテ取扱ハレタリ 即チ帽子ハ帽子

デアル 靴ハ靴デアルトシテ尙單ニ取扱ハレタリ 然レドモ

前記 三項ニ於テ述ベタル如ク 昭和十四年九月十八日ノ実績
表ハ極メテ不完全ナルモノナリシカバ 相違ノ有無ヲ陳述
スルニ由ナカリシモノ極メテ多シ

九、取替價格が 九、一八價格ト異ナラサルモノハ 現在ノ取
替ノ八掛 又リ七掛ヲ 量目又リ品能ク低下セシモノ

ト認メラレ 九、一八價格ノ実績トシテ 計算セシメラレタル

モノモアリ 又現在ノ取替價格同一ナラバ 九、一八ノ実績能クが

異リオリタルニモ カハハラズ 全部同一ノ基準等ニヨリテ超過

價有るもの果出せしめろしむるモノモアリ

十、保安課ニテハ他府縣ノ公、規定價格ハ全部否認

サレタリ

十一、コレヲ要スルニ調査ハ一モ現貨ノ高品ニツキ運及ノ

有無ヲ調査セズ單ニ仕入傳票面ノ名称ノ同一ト

モノヲ探シテ書キ出サシタルモノニ過ギズ人王ク實状ヲ監視

セル調査方法ナリトス

十二、おるノ賣値が騰貴セルハ大半ノ高品ニ公、規定價格

ノ無カリレコトハ 別トシテ 人王ク仕入原價が騰貴し高キモノヲ
仕入レホルヲ 得ホリレコトニ起 因スルモノニシテ 一品モ自家
製良品ヲ有セズ 東西ノ有力製造元 又ハ尙屋ニ依存
シテ仕入ヲナス 當否トシテハ 其ノ製造元 又ハ尙屋が
人王ヨリ同業者 等ニ販賣スル價格ヲ監視シテ仕入ル、コト
ハ不可純ナリ

十三、在来ノ手掛品ハ 一品モ値上げセズ 又 賣買益率ヲ
上げケタリ 高品モナシ

十四、 九、一八算券価格の基準として選及ノ有無を論じ

以上 確實ナル九、一八算券の調査確定に 現在品が果

して 夫レト同一高品ナリヤ明ニシ 然ル後 選及價格

ノ有無を 検スベキモノトス 現在ノ算券ヨリ 九、一八ノ

算券は 逆算に 更ニ 大体ノ枠ニ 過ギハル算券ニ 名

稱ノ同一ナルモノト 唯一ノ根據トシテ 当然メタルカ如キハ

不合理ナリ されバ 換當るモノ 九月一日ニ至ッテ 更メテ

九、一八算券表ノ作製ヲ 命セラル、 依ッテ 當テハ 認意

作製し 九月 号 号 服 同五日 才ニ 雜貨 (織維)

以外) ニツキ 算帳表ヲ 提出ス、ソノ 結果ニヨリハ ステニ

作製表 提出セル 士業 明細書ヲ 全部ニ 訂正セラルハカウホル

事 判明セルガ 甚シシカルトキハ 再調査ニ 更入ニ 數個月

ヲ要スルヤ 明ナリシカバ 送ニ 元ノ 儘 検事ニ 送付

サレタル 如シ

十五、 最前仕入金額ヲ 取寄額トシテ 計算セシガ 其ノ中

ニハ 当始 士業 残リアリ 八月二十 号 棚卸 (七月二十日) 総額

ノ約ニ割三分約五十九万ノヲ控除シ百五十二万五千七百六
十四日ヲ超過額トシテ控出ス

十六、九月十八日ニ至リ七月九日ニ降引結キ惣金ノ

山田、生サレオリシ山田久助、安井信及、一割ニ取係

三見業部長金子鎮~~氏~~三名ハ拘生セラル、ニ至レリ

十七、十月三、五、七、ノ三日間ニ一旦リ、第一回ノ公判アリテ

事實整理ヲ終リ同日金子、山田、安井、三名ハ保釈

決定ヲ許サル

吉 子一雜貨主任水島清一ハ不拍束ノ傳起訴サレタリ

十八、 換りるニ於テ 洋服全部ハ他府縣ノハ公定價

格アリシノ故ヲ以テ 又十四年十月二十日 乃至十五年七

月七日ニ至ル 至ニハ公定價格ノ定メラレタルモノハ全部

削除サレ 然ル 金參拾九萬四千參百參拾八円拾九銭

ノ超過價格トシテ 起訴セラレタリ

十九、 次田ハ二月四、六、八日 事實審理ノ補充訊問

ヲ行ヒ 二月十八、二十、二十二日 口頭弁論ノ陳定ナリ、

(十段ト久保寺、及厚、傳部ニ及トノ
補足酌量、
以上)

以上、

92、上

(本坂至経路警察署可件超過大要以上)

昭和十六年二月十日

五七五文子長



總 裁 殿

三 島 町 二 付 山 役 考 一 百 五 十 九 号 之 師 進 裁 申 上



昭和十六年二月十日

一、高錫、

一頁

一、本元、

二

一、次員本全、

六

一、積立金、

六

一、引継資産、

八

(イ) 貸出、

九

(ロ) 有価証券、物中、株式、

一〇

(ハ) 不動産、

一六

(二) 既経過ノ未收利息、

一八、頁

一、除利息差、

一八、

(一) 決定方法、

一八、

(二) 考査法人會社、

一九、

(三) 保証期間、

二一、

一、行方過渡期手書、

二一、

一、重役過渡期手書、

二三、

一、新設法人概算、

二五、

一、重役員名、

二六頁

一、定款中、會長ノ權限、

四二、

一、老鋪料、

四五、

一、役員名簿、

四六、

一、大正初年、日本銀行ノ主入書、裁定、

四七、

一、假契約證明、

四七、

一、中認可申請、

四八、

一、委託、伊豆西宮ノ立地ニ付テ

四八、

一、海邊、井念、佐三郎、三氏ニ付テ、
五〇頁

一、杉坂西子伴ノ伊豆御所ニ及ホシ名目御着ニ付テ、五三、

一、新百丸院院主ノ、
五五、

一、久吉、喜久、有知、有、患情、
五五、

一、市ノ中ノ時、
五五、

一、書念、名高、支、有、標、價、贈、書、
五五、

一、役員ノ選定、
五六、

一、善智田御所標、壺、友、由、更、ノ、逢、来、元、張、念、其、也、
五八、

以上、

下を辨、

為辨ハ給教ニ仰一任申上あり、既報ノ如ク、南ノ三郎ヲ弁合リセ、日軍ナル

辨兼考直トシテ、一ニ由あり打穿ルコト、及ビ否ハ否、定後ニ至リ、極悪(氏ヲ)

給教ニ仰一任ニテ置キ乍ラ、假令辨兼考直トシテモ、蒙ラ深クテ出スハ失ナリ、

之リ白紙ヲ以テ辨教申スヘキナリト強ク主張シタルヲ以テ、遂ニ白紙ヲ以テ辨教

申上ル所ニハ、其節辨下(加ニヨリ)各張リ蒙ラ差出スコト、相成リ、貴知

照ルハ本支店ヲ通ジテ蒙ラ集メタルヲ以テ、伊豆館前モ之ニ依リ、西銀行

共ニ取上ノ立替アリ、以テ内ヲ、貴知照ルハ「東海」ヲ選ビ打出シタル事、

人

名を初めハ易部ヲ著集ヲ行リズ、「中系」一本稿ニテ之ヲ指サレタレバ

対立ノ島トナリ、困リタル場合、尚ニ西館ノ指書集ヲ台目ニ戻レル伊後館の案

ノ中ヨリ取箇ノ案ヲ御集考トシテ差出シテ御取申上ル御事ニハ

御選氏ハ姓名判断学上觀之キテ申上ル共、判断書ニテ最モ良キ

子ト、考セラルベキコトテ、一々之ヲ因ハルコトモ為リカト存ル「中系」、「中系令同」

書モ候補案ノ一ツカト存ル、

株券、帳簿、通帳等作製其他ノ事情又存之、取急御取申上ル

一、本之、

三階より本をえハ、前報ノ通り、皆一長一短ナリ、

愛知より本をえハ、お寺繁華ナル本町通ノニ在リ、本町通車停留場より近シ、

自動車置場比較的宜敷、営業場も比較的廣クハ、
~~二階~~ 二階建ニシテ

中東橋本、収容能力少クハ、(外觀ハ三階ノ如キ白ヲ呈スル也)

名古屋より本をえハ、大井ノニ面シ、便利ニシテ、建物はニ階以上ニ収容力多クハ、

表通繁華ニ過ギ、自動車置場ニ宜所居ニシテ、建物は附近ノ住友

館より本をえハ、也ヲ見ホリスル憾ナリ、営業場狭クハ、

信友館より本をえハ、附近新カミシテ半形交換所ニ近ク、新橋、市役所モ nearby

近久、自働車工場之有之、中運築おる念入リニシテ、中運築費之比較的多少
カ、リ石山、中運ハ大分片寄リテ、附近ニハ他部ヲナシ、中運場狭ク
収容力少ク、

名譽石部ハ自内ノ本倉ヲ新設シテ本倉ニト白ラニシ、中運部ハ流石ニ

自内ノ本倉ヲ三階セカレドモ、中運部名譽石部以外ニ本倉ヲ定メラントシテ三階シ

付直部ヲ本倉ヲ本倉トスル為メニテ之ニ~~本~~屋ヲハトシテ~~後~~後~~統~~統地ニ

橋ヲ架ケテ連絡セシメトシテ、中運部ハ別ニ三階ヲ取サズ、

即チ、三階ヲ~~本~~本倉~~夫~~夫々ノ~~中~~中運部、中運、三階ノ三階、以上ノ如クニ有シ

対内的の外ニ、対外的ニ得言先トノ固保カ微妙ナル
 スモノナルヲ以テ、結果、比較的無難ナル為ニ送付セルヨリ外、及方無之、
 カレハトテ、書知、名義而留ル本意カ、何レモ鬼モ角又、当地トシテハ、お当ノ
 中運物ナルニ、今、之ヲ辟ケテ、伊等留ル本意ハ、指行ク下ハ、如クニ主内郡が
 操メテ、伊等留ル本意ハ、裁定取しん存ノ觀ノ呈シテ面白カラト存心、
 結果、之ハ中ヲ取リテ、本意ハ、名義而留ル本意トシ、期ニ、会長頭取席、
 総務部ノ如キモノ、及、本意を以テ全配布事務ハ、之ヲ支取タル
 書知留ル本意ニ置ク下、取ス下ニ一筆カト認存心、

一、持主金

増資、減資ノ必要を見出スルコト、各補、拂込、其ニ現状ノ儘ニ合算

可成ト存心、

一、持主金、

三、持主金ノ増減ノ額、(要知、何處ニ何處ハ拂込増減金以上ノ額、

一、持主金ハ拂込増減金ニ可ナリ近キ額)ヲ有シテ、今、合算ノ故ニ

一、持主金ニ持主金ヲ持主ルコトヲ云フルニ理由ナク、又、往來ノ収益状

一、持主金ニ持主ルコトヲ云フルニ理由ナク、又、往來ノ収益状

くるメニ、
 おきぬ額ノ積立金ヲ持掌ル下ラズ、又、金保ノ故ニ新額ガ
 直ニ決算ニ苦第スルトナキ故、おきノ人望シテ持掌ル下ラズ、おきト存心
 後知りハ五割(人望ナシ)ヲ希望シ、
 名を初めハ八割迄ハ持出シ
 得ト稱シ、
 伊善額ハ五割、之ヲ持出ノ人望ハ昨今ノ如キ安値ノ場合
 ニハ之ヲ附スル下困難ナルヤキコト、おきニ割ヲ増加スルニ可ナリト三言向キ、
 名を初めハ三割額ヲ持リテ、持込信本金ノ外ニ預金、有価証券ノ内、
 持込、昔ノ比率ニ應ジテ、夫々何割カ^{比率}ノ積立金ヲ持掌ル下ラズ
 あり、
 (おき 大ニテ降クイハナル也) ^三ハクも初めが持込最又大ニテ

右傍多キヲ以テ之ヲ申ス様ホナレモ、并、若知事ハ有様ホノ指書多額ト
ナル下ヲ繁成セルコト様存心、也然、之リ費用ニ謂フ可ノ拂込金額
ニ対スル 取割ノ積立金ヲ為サシメテ可然ト存心、

若知事ハ有様ホノ和の金銀等ニ換リテハ、右書家ノ届ト ありしギ
候有し候也、新設あり堅固ナラシムルメテ、拂込修本金ニ対シテ

表現五割又ハ六割 今言ニ三割又ハ二割、左付ハ割前後ヲ指書セ

候存心、 右元指書ハ 三割中、若知事ノモノニ指付カト存心、

了引継書、

(4) 貸出

三箇月ノ取立ハセル明細表ニハ、右ノ如ク之ヲ明示シテ之ノ内、之カ有定
ニハ大抵、之ノ進捗ヲ因ルルニ、残存金額ヲ以テ之ヲ保証スルモノトシ、
之カモ、尚、時々、豫備モ生ズルベク、大抵、本利ノ互合、又リ、裁定スル要
スルモノヲ生ズルヤカト、残存、

其カ如クニハ、お借ニ、大口信用貸付リ、之ハ、恒、通、事、判ニ、扱、ル、セ、

~~其~~ 勘 ナカウナルモノ、如ク、又、大隈等ニ対シテモ、~~其~~ 扱、ル、セ、 次、且、金、上、目

セ、ル、お、借、大、ナル、~~其~~ 扱、ル、保、貸、キ、アリ、同、上、ト、其、様、扱、ル、セ、

先頃、日米貯蓄の事より「貸付金が自由よりノ借入金より代リノ事」

十萬圓株を担保借入申込ありトテ五萬圓（年利）、結局、中央信託会社

ニテ貸付大人名義ニテ五萬圓株を担保借出ス致シ、其ノ管理中ノ

株持云々、

(四) 有價証券 新中、株式、

既報ノ如ク、蓄意買入ハ所有株式 二千八百萬圓（内、百万圓ハ土曜辰

約款付）
約款ハ百五十萬圓種上株七五、現金新中、新中時局


三層業関係モノ不敷、又、地方的株約七百萬圓、内、大隈候エ株

約ら現金、信用トシテ株券約六百円、即チ二千五百円ノ除けヲ有ス、

信券約あり現金一信用トセバ 株券約百五十万トナリ、二百五十万ノ

除けヲ有ス、
三約ら約有株券合計三千五百円ハ、三約ら積立金

合計約ヲ超過シ、書知約約約有株券大ケニテモ、積立金全部ヲ

株券ニ充ツルコトナリ、不程者ナリ、又、書知約ハ大隈陸工

株券 二万八千株ヲ有シ、約ニ担保トシテ大隈第一及三同株券

六万七千八株ヲ取レルコトナリ、若シ之ヲ合算セバ、大隈陸工約

株券ノ四五のトナリ、約ニ書知約約約強コトナリデ大隈陸工約ニ大口

貸出せり、企業集約あり、之リ弱ク成リ(貸スナク債スデ株ヲ持タズ)

貸スナクイイ加、
例、大同製鋼株四万四千株モ少イモト作ス

(大同株ハ高き即チ三、四ヶ株ヲ有ルモ) 餘リニ片寄り過グトナラ

、意向云々、

(3) 信友即チハ 杉坂即チ有ス、是等地方株即チ 優良ノモノハ之ヲ

有シテ 昔言樽ヲ確保シ、収益ヲ計ル者ノ必要モアルコト云、之ヲ

引継ギ、以テ 企業集約金ノ止マズ、多少独逸 能ハルニヤリテ

吉地方 生産力振元ニモ貢献シ、一方 負債モ持チ、生産力振元ニ

努メカシトノニ意向ヲ有シテ也

三節ノ現状カノ如クニ知ル、其ノ由ハ、ウシノヨリ也、

因道ガ、其中ヨリノナル、或、又、其ノ、信友、其ノ、

程多ノ大官コトウツケルトカ、又ハ或期ヨリ或程至ノ保固ヲ為ストカ、

シテ均後ヲ計ルトモ、己ノコトハナル、而シテ除クセシタル、

一節ヨリ、又ハ他ヲ借入シテ海次、其ノ理セシムル、

何レニシテモ、其ノ由ハ、其ノ中、其ノ多ク、又ハ其ノ、

ヲ其ノ、己リナキニ至リルモノ、如ク、其ノ、又、其ノ、

四方のて扱わぬ分ニ扱ルモノある多額ニ上ルベキ採子ナリ、勿論

是等ニ是分ニ入言ニ取違バルベキモ、市場を直ノ因タラハルヲ

得ズ、又、是等ノ外ニ、採子ニ対スル記号交付金、其他

解款同様交付現金等ノ元金を取トシテ、各別共ニ、事

人々保実り、豫想期ヲ目標トシテ資金ヲ縛リツ、アリ、又、採子及

ハ、~~能ニ~~ ~~事~~ 是等会社首脳部ニありラツケツ、アルカニ事ヲセ

ラシキハ、如斯、採子ノ元分又リそのを換へ、或リ又、

資金ノ縛リ付ケル、吉地方財界ニある影書ヲ其ツ、~~事~~、物ニ、

当地方概ね、物中、事業勃發後、急激に膨張しては事業株中、

その一応作との関係は、別冊言及しなかるべし、或る若し他面

実務的事務考考生するに於て、~~その~~場合ハ如何に注意を要するべ

考ふるべし、

事業場如斯ナルに於て、事業の進行の概況ハ、或る程度に

之を制限するに於てハ、考へておこなふべし、適當の決定を要す。徐々

に整理するに於てハ、或る必要アリト認むべし、

(1) 不審意見、

伊勢ハ、そのまゝニテハ、新設車、東京伊勢線ニ、
そのまゝニテハ

新設支え、農工本車、ばり山ニ、
ち改ニテハ、新設支え、
農草

伊勢線ニ、依頼して、
そのまゝニテハ、
公平を期し

つ、アリ、
お、総々ニ、
お、お、お、
公平ニ

ラスヨナリ、
お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、

お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、

お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、

お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、
お、お、お、

これと希望の存心、是等「不為己下、存心、

(二) 既経過ノ未收利息、

之ハ一應計算シテ而表現ノ人宜ク積立トシテ新貯力ニ引継グベキ
モノト存心、

一、除外資産、

(4) 決定方法、

名義制貯蓄ハ政府不動産ノ原則トシテ持下ル、然レ、信託者ハあるに
モノハ持下ルコトヲ希望スル、之ハ勿論ノ事ト作テ、實際問題ト

ナルト、おち深淵に生るハク、上掲條考出ノ項ニ趣ハズルガ如ク
一三人又リ裁定ヲ要スル場合ニ不敷ハヤキト存心、

(四) 整理會社、

三條考ノ不長考慮ハ、信考考出ハ強ク無ク、要知、名義親友考出ニ是也

又クナリ、アルコトテ、親考之ニ考出會社ヲ作ルハ、其考出考出

有之ハク、一考ハ、査定、引提考出ニ完了スルコトガ、引提考

ノ根本問題ニシテ、整理會社ヲ新設スルカ否カモ、其考出上ノ

コト、思ハル、新設會社ヲ作ルコトハ、往來ノ考出ニ親アリシコトヲ

昭示スルコト、ナルト云フル説アリトモ、之ハソレニ己ケルハホルテト
 ベシ、又、若シ、其キ換産ナル時ハ、新出カ、貸出カ、
 トカ、又ハ、新出カが買取リテお分スルトカ、スベントモス説アリ共、
 ソレキ換産ハカリニテモ、^カナルベク、~~買取~~又、其お分カ方格モ、
 ソレ固有ノヤリ方カ適スル場合モアルベク、ト思ハル、故ニ、先決リ、
 之ハ、~~新~~新出カ社ヲ作ルモ一方格ナルベク、オト合ハ、税金問題
 ノ研究、税務署トノ打合モ必要ナルベシ、或ハ又、新出カが甚シク
 面倒ナラザル場合ニハ強イテ新出カ社ヲ作ラズ、中央信託

会社ニ依頼スルヲモ一方性ナルハキカト保存ハ

(ハ) 保函期間

今回ノ保函後遺産ハ直ニ分配セシテ、引継ぎ遺産ノ保函トナルモノ

ナレバ、~~但来~~保函ニ付テハノ慣例^{保函期間ハ}ニテ手位ノヲ多ク、~~事務署~~

同保モ古者ノ期間ニ終ラシテ希望セラル、~~遺~~ナルハ以テ、~~原則~~

トシテニテ手位トシ、其内ニ法令ニヨリテ引継ぎ遺産ノ状態、担保

遺産ノ存子如何ヲ見テ、ニテ手位ノモノヲモ^以取クルヲモ一ノ状ト存ハ

一、行方遺産手当

名を、伊美と改め、先子者より改訂上げタルを妻知郎の現力、
子者及び心、妻知郎の給額約二百九十石、之に伊隆約二割
増加、今計約三百五十石を希望す。是等ハ清産者之
積立金指出高決定ノ上ニテ解被清産状況ノ如何ニ依ル
コトナレドモ、若シ餘裕多キ時ハ、伊隆増す所ノ大体之ヲ基準
トシテ五割増え振合ヲ失セザル所ニシ、名知郎亦モ之増シテ
(約二割増え) 三百五十石位、伊美郎亦モ妻知郎ノ甚ニ直
シテ約四十石、外之助等全三割増加、合計五十二石也者ハ